

令和6年分所得税定額減税説明会

政府は、急激な物価高による家計負担を軽減するため、2024年6月から所得税の納税者本人と扶養家族を対象に、1人あたり所得税3万円、住民税1万円の合計4万円の「定額減税」を実施することとしています。

これに伴い、給与事務担当者は、従業員ごとに減税額がいくらで、どの月にどれだけ控除したかを管理する必要があります。

直前になって慌てないためにも早めに内容を確認しておきましょう。

1日に2回開催いたしますので、ご都合の良い時間帯にご参加下さい。

開催日：2024年4月15日(月)

時間：第1回 午後2時00分～午後3時00分

第2回 午後3時30分～午後4時30分

(※ 第1回、第2回とも同じ内容です)

会場：東京たま未来メッセ3階 第5会議室

(八王子市明神町3丁目19-2/☎042-697-0802)

講師：八王子税務署 源泉所得税部門担当官

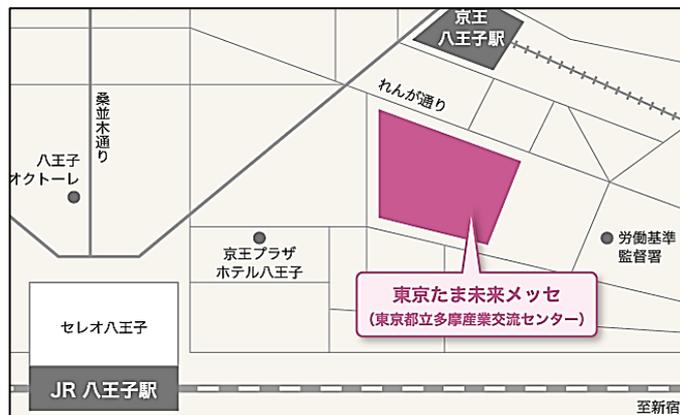


説明内容

- 定額減税の対象となる人は？
- 減税（特別控除）される金額は？
- 実施方法について
- 注意点他

定員
40名

受講
無料



受講を希望される方は、下記申込書をご記入のうえ、FAXにてお送り下さい。
お申し込みを受付けた方には「確認書」をお送りいたします。お電話でのお申込、お問合せは、☎042-625-4875 まで。
mail (hojinkai@hojinkai.or.jp) でも受け付けます。

研修会参加申込書 FAX：050-3737-2192 または FAX 042-625-0566

電話 (042-625-4875) やメール (hojinkai@hojinkai.or.jp) でのお申込も受け付けます。必要事項をお知らせ下さい。

法人名	受講者名
TEL	FAX
時間帯 (ご希望の時間帯に✓マークをご記入下さい)	
<input type="checkbox"/> 第1回 午後2時00分～午後3時00分	<input type="checkbox"/> 第2回 午後3時30分～午後4時30分

